破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５５号
函館市港町１丁目19番２号
債務者　加藤奈津子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
北海道亀田郡七飯町緑町２丁目９番39号
債務者　佐藤　尚人
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６０号
北海道茅部郡森町字尾白内町801番地の１
債務者　小笠原静枝
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５６６号
埼玉県蓮田市西城３丁目39番地２
債務者　野口　晴夫
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０２号
埼玉県久喜市下早見646番地13
債務者　篠塚　千春
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９７号
さいたま市西区大字指扇254番地１　フィオーレ201、旧住所さいたま市西区三橋６丁目554番地５　和田コーポ103号室
債務者　菅原健太朗
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１８号
埼玉県志木市柏町６丁目12番11号
債務者　永井　通子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
新潟県柏崎市西本町３丁目９番23号
債務者　高橋　典子
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
名古屋市緑区平手南１丁目1407番地　レオパレスフローラ202号
債務者　間口　竜一
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２８号
愛知県瀬戸市陶原町４丁目98番地
債務者　波多野裕治
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５１号
名古屋市昭和区川名町４丁目93番地の５　メゾン・ド・カンパーニュ328号
債務者　竹村　　功
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
滋賀県長浜市三ツ矢元町21番25号
債務者　伊賀並昭人
１　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―31―410、旧住所埼玉県上尾市大字壱丁目186番地13
債務者　打越　繁明
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―31―410、旧住所埼玉県上尾市大字壱丁目186番地13
債務者　打越　悦子
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
埼玉県川口市大字新堀454番地の１　有明荘102号、旧住所埼玉県川口市大字峯1364番地の５
債務者　小松崎　誠
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
埼玉県戸田市中町１丁目31番地の９　ハイツクマキ102号室
債務者　柴崎　リサ
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７４号
さいたま市桜区桜田２丁目11番16号
債務者　竹内　美幸
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係